

○三浦市小児の医療費の助成に関する要綱

平成 7 年 9 月 28 日

三浦市告示第 55 号

改正 平成 8 年 7 月 1 日 三浦市告示第 43 号
平成 8 年 5 月 29 日 三浦市告示第 44 号
平成 10 年 8 月 1 日 三浦市告示第 71 号
平成 11 年 7 月 1 日 三浦市告示第 76 号
平成 13 年 4 月 1 日 三浦市告示第 47 号
平成 13 年 7 月 2 日 三浦市告示第 92 号
平成 14 年 9 月 3 日 三浦市告示第 103 号
平成 15 年 3 月 3 日 三浦市告示第 19 号
平成 16 年 3 月 2 日 三浦市告示第 23 号
平成 17 年 2 月 7 日 三浦市告示第 4 号
平成 18 年 3 月 31 日 三浦市告示第 39 号
平成 18 年 9 月 29 日 三浦市告示第 102 号
平成 19 年 3 月 30 日 三浦市告示第 50 号
平成 20 年 3 月 31 日 三浦市告示第 52 号
平成 20 年 11 月 14 日 三浦市告示第 131 号
平成 22 年 4 月 1 日 三浦市告示甲第 7 号
平成 23 年 3 月 18 日 三浦市告示甲第 2 号
平成 24 年 3 月 29 日 三浦市告示甲第 7 号
平成 26 年 3 月 25 日 三浦市告示甲第 5 号
平成 27 年 3 月 31 日 三浦市告示甲第 5 号
平成 28 年 7 月 26 日 三浦市告示甲第 14 号
平成 28 年 8 月 2 日 三浦市告示甲第 16 号
平成 29 年 3 月 30 日 三浦市告示甲第 8 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、小児に係る医療費の一部を助成することにより、その健全な育成支援を図り、もって小児の健康の増進に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「小児」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校又はこれに相当する学校若しくはその課程を卒業し、又は修了した日の属する月の末日（当該卒業後又は修了後継続して入院している場合には、その退院の日又は満18歳に達した日の属する月の末日のいずれか先に到来する日とする。）までにある者をいう。

2 この要綱において「小児を養育している者」とは、次の各号のいずれかに掲げる者をいう。

(1) 小児を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母

(2) 父母に監護されず、又はこれと生計を同じくしない小児を監護し、かつ、その生計を維持する者

3 前項各号の「父」には、母が小児を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

4 第2項第1号の場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である小児を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該小児は、当該父又は母のうちいずれか当該小児の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

5 この要綱において「医療費」とは、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）によって算出された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合には、その算定方法によって算出された額）をいう。

(対象者)

第3条 この要綱により小児の医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市の区域内に住所を有する小児を養育している者で、その養育する小児の疾病又は負傷について国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）及び地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）（以下「医療保険各法」という。）の規定により医療（中学校第2学年（これに相当する学年又は課程を含む。以下同じ。）以上の小児にあつては、入院に係る医療）に関する給付が

行われるものとする。ただし、中学校第2学年以上の小児を養育している者については、当該小児が医療に関する給付を受けた日の属する年の前年（当該小児が1月1日から6月30日までの間に医療に関する給付を受けた場合には、前々年）の所得が、所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びにその扶養親族等でない児童（18歳に満たない者をいう。）で当該所得があった年の12月31日において生計を維持した者の有無及び数に応じて、別表に定める額未満であるものに限り対象者とする。

2 前項に規定する小児には、次に規定する措置等を受けている小児を含まないものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている小児
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく措置により医療を受給している小児
- (3) 三浦市重度心身障害者医療費の支給に関する条例（昭和48年三浦市条例第14号）により医療費の助成を受けることができる小児
- (4) 三浦市ひとり親家庭等の医療費助成事業に関する要綱（平成4年三浦市告示第1号）により医療費の助成を受けることができる小児

3 第1項に規定する所得の範囲は、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

4 第1項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度（以下「当該年度」という。）分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から8万円を控除した額とする。

5 次の各号のいずれかに該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

- (1) 当該年度分の市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第1号、第2号又は第4号に規定する控除を受けた者 当該雑損控除額、医療費控除額又は小規模企業共済等掛金控除額に相当する額
- (2) 当該年度分の市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第6号に規定する控除を受けた者 その控除の対象となった障害者1人につき27万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、40万円）
- (3) 当該年度分の市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する控除を受けた者 27万円（当該控除を受けた者が同条第3項に規定する寡婦である場合には、35万円）
- (4) 当該年度分の市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第9号に規定する控除を受けた者 27万円

（助成の範囲）

第4条 市長は、小児の疾病又は負傷について医療保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、当該法令の規定によって小児に係る医療保険各法による被保険者（国民健康保険法による場合には、世帯主）その他これに準ずる者が負担すべき額から次の各号に掲げる額を控除した額を助成する。

- (1) 医療保険各法の規定により定めた規約、定款、運営規則等で、当該法令に規定する保険給付に併せて、これに準ずる給付を行う旨を定めた場合には、その規定により医療に関する給付を受けることができる額
- (2) 医療保険各法の規定による入院時食事療養費に係る標準負担額
- (3) 他の法令等の規定により医療に関する給付を受けることができる場合の当該給付の限度額

（助成の方法）

第5条 中学校第1学年（これに相当する学年又は課程を含む。以下同じ。）以下の小児の医療費の助成は、病院、診療所又は薬局その他の者（以下「病院等」という。）に、対象者が第7条に規定する医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当（以下「診療等」という。）を受けた場合に、市長が助成する額を当該病院等に支払うことによって行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、医療費の助成は、

市長が対象者に助成する額を支払うことにより行うことができる。

(1) 医療保険各法により中学校第1学年以下の小児に係る療養費又は家族療養費が支給されたとき。

(2) 前号に規定する場合のほか、市長が特に必要があると認めたとき。

3 前項に規定する方法により医療費の助成を受けようとする対象者は、医療を受けた日の属する月の翌月から起算して2年以内に小児医療費助成申請書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。

4 前項の申請には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市が国民健康保険法による保険者として小児に係る療養費を支給する場合における申請については、この限りでない。

(1) 中学校第1学年以下の小児に係る療養費又は家族療養費の支給を証する書類

(2) 病院等が発行した領収書

5 前項各号に規定する書類のほか、市長は、対象者に対し必要と認める書類を提出させることができる。

（医療費の助成決定等）

第6条 市長は、前条第3項の申請があった場合において、前条第2項に規定する医療費の助成を行うことを決定したときは、小児医療費助成決定通知書（第2号様式）により、医療費の助成を行わないことを決定したときは小児医療費助成申請却下通知書（第3号様式）により申請者に通知する。

2 市長は、前項の規定により医療費の助成を行うことを決定したときは、速やかに助成する額を申請者に支払うものとする。

（医療証の交付）

第7条 中学校第1学年以下の小児の医療費の助成を受けようとする対象者は、小児医療費助成事業医療証交付申請書（第4号様式）により、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。ただし、添付書類により証明すべき事項を公簿等により確認することができる場合には、当該添付書類を省略することができる。

(1) 中学校第1学年以下の小児が医療保険各法による被扶養者（国民健康保険法

による場合には、被保険者）であることを証する書類

(2) 中学校第1学年以下の小児を養育していることを証する書類

(3) 対象者及び配偶者の前年（養育している中学校第1学年以下の小児が1月1日から6月30日までの間に生まれた場合には、前々年）の所得の状況を証する書類

3 市長は、第1項の規定による申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めたときは、この要綱による医療費の助成を受ける資格を証する医療証（第5号様式）を交付しなければならない。

4 次条に規定する中学校第1学年以下の小児に係る医療証の有効期間が満了した場合において、引き続き中学校第1学年以下の小児の医療費の助成を受けようとする対象者で小児医療費助成事業医療証交付申請書の記載事項及びその添付書類により証明すべき事項を公簿等により確認することができるものについては、第1項に規定する申請を要しないものとする。

5 市長は、第1項の申請があった場合又は前項の規定により申請を要しないこととした場合において、第3条に規定する対象者でないと決定したときは小児医療費助成事業医療証交付申請却下通知書（第6号様式）により通知する。

（医療証の有効期限）

第8条 医療証の有効期限は、小学校就学の始期に達するまでの小児にあつては、満6歳に達した日以後の最初の3月31日までとし、小学校就学の始期に達した小児にあつては満13歳に達した日以後の最初の3月31日までとする。

（医療証の再交付）

第9条 対象者は、医療証を破り、汚し、又は失ったときは、小児医療費助成事業医療証再交付申請書（第7号様式）により市長に医療証の再交付を申請することができる。

2 医療証を破り、又は汚したときの前項の申請には、小児医療費助成事業医療証再交付申請書にその医療証を添えなければならない。

3 対象者は、医療証の再交付を受けた後において、失った医療証を発見したときは、速やかに発見した医療証を市長に返還しなければならない。

（医療証の返還）

第10条 対象者は、その資格を喪失したときは、速やかに医療証を市長に返還しな

ければならない。

（届出義務）

第11条 対象者は、第7条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、小児医療費助成事業申請事項変更届（第8号様式）に医療証を添えて、速やかに市長に届け出なければならない。

（受給資格消滅の通知）

第12条 市長は、対象者が第3条に規定する対象者に該当しなくなったと認めたときは、小児医療費助成事業受給資格消滅通知書（第9号様式）により当該対象者に通知する。ただし、対象者が死亡した場合は、この限りでない。

（譲渡又は担保の禁止）

第13条 この要綱による医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（助成費の返還）

第14条 市長は、偽りその他不正の行為によって、この要綱による医療費の助成を受けた者がいるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成7年10月1日から施行する。
- 2 この告示の規定は、この告示の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用する。

附 則（平成8年7月1日三浦市告示第43号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成10年5月29日三浦市告示第44号）

この告示は、平成10年6月1日から施行する。

附 則（平成10年8月1日三浦市告示第71号）

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の別表の規定は、平成10年7月1日（以下「適用日」と

いう。)以後に行われた小児(乳児を除く。以下同じ。)の医療に係る医療費の助成について適用し、適用日前に行われた小児の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成11年 7 月 1 日三浦市告示第76号)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の第3条第4項の規定は、平成11年度以後の医療に係る医療費の助成について適用し、平成10年度までの医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この告示による改正後の別表の規定は、この告示の施行の日以後に行われた小児(乳児を除く。以下同じ。)の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた小児の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成13年 4 月 1 日三浦市告示第47号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成13年 7 月 2 日三浦市告示第92号)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の別表の規定は、平成13年 7 月 1 日(以下「適用日」という。)以後に行われた小児(乳児を除く。以下同じ。)の医療に係る医療費の助成について適用し、適用日前に行われた小児の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成14年 9 月 3 日三浦市告示第103号)

- 1 この告示は、平成14年10月 1 日から施行する。
- 2 この告示による改正後の三浦市小児の医療費の助成に関する要綱の規定は、平成14年10月 1 日(以下「適用日」という。)以後に行われた小児の医療に係る医療費の助成について適用し、適用日前に行われた小児の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成15年 3 月 3 日三浦市告示第19号)

- 1 この告示は、平成15年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この告示による改正後の三浦市小児の医療費の助成に関する要綱の規定は、平成15年 4 月 1 日(以下「適用日」という。)以後に行われた小児の医療に係る医療費の助成について適用し、適用日前に行われた小児の医療に係る医療費の助成に

については、なお従前の例による。

附 則（平成16年 3 月 2 日三浦市告示第23号）

- 1 この告示は、平成16年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この告示による改正後の三浦市小児の医療費の助成に関する要綱の規定は、平成16年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に行われた小児の医療に係る医療費の助成について適用し、適用日前に行われた小児の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成17年 2 月 7 日三浦市告示第 4 号）

- 1 この告示は、平成17年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この告示による改正後の三浦市小児の医療費の助成に関する要綱の規定は、平成17年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に行われた小児の医療に係る医療費の助成について適用し、適用日前に行われた小児の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成18年 3 月31日三浦市告示第39号）

- 1 この告示は、平成18年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この告示による改正後の三浦市小児の医療費の助成に関する要綱の規定は、平成18年 4 月 1 日以後に行われた小児の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた小児の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成19年 3 月30日三浦市告示第50号）

- 1 この告示は、平成19年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この告示による改正後の三浦市小児の医療費の助成に関する要綱の規定は、平成19年 4 月 1 日以後に行われた小児の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた小児の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成20年 3 月31日三浦市告示第52号）

- 1 この告示は、平成20年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この告示による改正後の三浦市小児の医療費の助成に関する要綱の規定は、平成20年 4 月 1 日以後に行われた小児の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた小児の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例によ

る。

附 則（平成20年11月14日三浦市告示第131号）

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の三浦市小児の医療費の助成に関する要綱の規定は、公表の日以後に行われた小児の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた小児の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成22年4月1日三浦市告示甲第7号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この告示による改正後の三浦市小児の医療費の助成に関する要綱の規定は、平成22年4月1日以後に行われた小児の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた小児の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この告示による改正前の様式に基づいて作成した用紙は、当該用紙が残存する間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成23年3月18日三浦市告示甲第2号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この告示による改正後の三浦市小児の医療費の助成に関する要綱の規定は、平成23年4月1日以後に行われた小児の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた小児の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月29日三浦市告示甲第7号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成24年3月29日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この告示による改正後の三浦市小児の医療費の助成に関する要綱の規定は、平成24年4月1日以後に行われた小児の医療に係る医療費の助成について適用し、

同日前に行われた小児の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成26年 3 月25日 三浦市告示甲第 5 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の三浦市小児の医療費の助成に関する要綱の規定は、この告示の施行の日以降に行われた小児の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた小児の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成27年 3 月31日 三浦市告示甲第 5 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 3 条第 1 項、第 5 条、第 7 条及び第 8 条の規定は、この告示の施行の日以後に行われた小児の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた小児の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成28年 7 月26日 三浦市告示甲第14号）

（施行期日等）

- 1 この告示は、公表の日から施行し、改正後の三浦市小児の医療費の助成に関する要綱の規定は、平成28年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 3 条第 1 項、第 5 条、第 7 条及び第 8 条の規定は、平成28年 4 月 1 日以後に行われた小児の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた小児の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成28年 8 月 2 日 三浦市告示甲第16号）

（施行期日等）

- 1 この告示は、公表の日から施行し、改正後のそれぞれの告示の規定は、平成28年 1 月 1 日から適用する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前のそれぞれの告示に規定する様式により使用されている書類は、この告示による改正後のそれぞれの告示に規定する様式によるものとみなす。

附 則（平成29年 3 月30日三浦市告示甲第 8 号）

（施行期日）

1 この告示は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 3 条第 1 項、第 5 条、第 7 条及び第 8 条の規定は、この告示の施行の日以後に行われた小児の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた小児の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

別表（第 3 条関係）

扶養親族等又は 児童の数	金 額
なし	5,320,000円
1人以上	5,320,000円に当該扶養親族等又は児童 1 人につき380,000円（当該扶養親族等が所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族 1 人につき440,000円）を加算した額